

【判例研究】 わいせつ画像の URL を 明らかにする行為と公然陳列

中 村 悠 人

事案

他者がウェブサイト上で公開した児童ポルノ画像の URL を一部改変した文字列を別サイトに掲載した行為が、いわゆる児童ポルノ法 7 条 4 項の公然陳列罪の正犯にあるとされた事例（最三決平成 24 年 7 月 9 日判タ 1383 号 154 頁、判時 2166 号 140 頁）¹⁾

【事実の概要】

①平成 19 年に、インターネット上で会員制の小児性愛者専用掲示板 A（「奇跡を呼ぶ掲示板秘密の入り口」）を開設・運営していた被告人 Y は、新会員勧誘のため、児童ポルノ画像の URL を同掲示板で紹介することを思いつき、意思を通じた被告人 X がインターネット上で収集してきた同画像（第三者 B が開設したインターネット上の掲示板に記憶・蔵置されていた）の URL 中の一部をカタカナに改変した文字列（以下、改変 URL）を、カタカナは英字に戻すよう指示する付記とともに同掲示板に掲載していたところ、両者は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下、児童ポルノ法）7 条 4 項の罪で起訴された。

②第一審（大阪地判平成 21 年 1 月 16 日判例集未登載）は、付記と併せての改変 URL の記載は、正しい URL の明示と同視可能としたうえで、パソコン通信での性的画像公開事案にわいせつ物公然陳列罪（2011 年改正

【判例研究】 わいせつ画像の URL を明らかにする行為と公然陳列

前の刑法 175 条) の成立を認めた最決平成 13 年 7 月 16 日刑集 55 卷 5 号 317 頁を引用して、児童ポルノ公然陳列とは、その「画像を不特定又は多数の者が認識できる状態に置くことのみで足り、その画像を特段の行為を要することなく直ちに認識できる状態にするまでのことは必ずしも必要ない」とし、「閲覧者において、簡易な操作で容易に画像を閲覧することが可能であれば、『認識できる状態に置いた』といえ、この簡易性の判断にあたっては、閲覧者に必要とされる作業の個数及びその作業自体の容易性を総合して決すべきである」として、本件での画像閲覧は 5 段階程の単純操作でなしえて簡易であるとした。

他方で、B によりすでにインターネット上の掲示板に蔵置されていたこととの関係で、公然陳列というべき認識可能状態の設定について、「より多くのインターネット利用者が本件児童ポルノ画像を閲覧することを誘引するもの」であり、「本件児童ポルノ画像を閲覧する道筋を増やすものであり、本件児童ポルノ画像の認識可能性を新たに設定したものといえる」とした。

さらに、自ら児童ポルノ画像を支配していることは不可欠の要素ではなく、「被告人の行為と、児童ポルノ画像との間に、自ら児童ポルノ画像を掲示板に記憶、蔵置したのと同様の直接性、密接性、自動性が必要である」とし、本件では改変 URL と付記とで接続をなせば児童ポルノ画像が閲覧可能で直接性はあり、これら改変 URL 等によっても画像閲覧は簡易であるからリンク設定の場合と同様に密接性、自動性はあるとして、XY 間の共謀の存在を認定のうえで、両者を共同正犯とした (X は懲役 8 月及び罰金 30 万円 (執行猶予 3 年)、Y は懲役 1 年及び罰金 60 万円 (執行猶予 4 年))。X のみ²⁾控訴。

③第二審 (大阪高判平成 21 年 10 月 23 日判タ 1383 号 156 頁、判時 2166 号 142 頁) は、第一審同様に平成 13 年決定によるわいせつ物公然陳列の解釈は本罪にも妥当するとし、「他人がウェブページに掲載した児童ポル

ノの URL を明らかにする情報を他のウェブページに掲載する行為が、新たな法益侵害の危険性という点と、行為態様の類似性という点からみて、自らウェブページに児童ポルノを掲載したのと同視することができる場合」にはそのような行為を児童ポルノ公然陳列として処罰することには十分な合理性が認められるとする。

そして、公開済みの画像の URL の転載も新たに本画像を不特定多数者に認識させる危険性において自ら画像を掲載する行為と大差はないとした（なお、画像閲覧操作が増大すれば、閲覧者が当該児童ポルノを閲覧するまでに至る危険性もその分減少するとしている）。さらに、行為態様の類似性についても、「他人がウェブページに掲載した児童ポルノへのハイパーリンクを他のウェブページに設定する行為、さらには、そのような児童ポルノの URL を他のウェブページに掲載する行為は、確かに、インターネットの技術的仕組みのみからすれば、それぞれに性質の異なる行為である」が、重要なのはインターネットを通じてだれもが簡単に児童ポルノを閲覧できてしまうなどという現象面であって、ハイパーリンクや URL を他のウェブページに掲載する行為は、「容易に児童ポルノを閲覧することができるようにする行為ということができるのであるから、上記のような現象面からみれば、そのような行為は、自ら児童ポルノを掲載する行為との間に類似性を有しているということが出来る」とした。

また、画像の位置情報の紹介に本罪が成立するにはリンク設定が必要不可欠であるとの見解は、本罪の成立範囲を過度に限定的にするものであり採用できず、第一審のいう直接性、自動性、密接性も、前二者はリンク設定の不可欠性を求めることから相当ではなく、後者も前述の行為態様の類似性に解消されるとした。したがって、画像の URL を明らかにする情報の掲載は自らなす画像掲載行為と同視可能で、「その情報を用いれば特段複雑困難な操作を経ることなく本件児童ポルノを閲覧することができ、かつ、その行為が「全体としてその閲覧者に対して当該児童ポルノの閲覧

【判例研究】 わいせつ画像の URL を明らかにする行為と公然陳列

を積極的に誘引するものということができる」として、児童ポルノ公然陳列罪の成立を認め、控訴を棄却した。X は上告。

【決定要旨】

上告棄却。憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑法 405 条の上告理由に当たらない。

大橋正春裁判官による以下の反対意見がある（寺田逸郎裁判官同調）。
『『公然と陳列した』とされるためには、既に第三者によって公然陳列されている児童ポルノの所在場所の情報を単に情報として示すだけでは不十分であり、当該児童ポルノ自体を不特定又は多数の者が認識できるようにする行為が必要で、この理は、所在場所についての情報が雑誌等又は壁に掲示されたポスター等で示される場合に限らず、インターネット上のウェブページにおいてなされる場合にも等しく妥当する。ウェブページ上で児童ポルノが掲載されたウェブサイトの URL 情報が示された場合には、利用者が当該ウェブページの閲覧のために立ち上げたブラウザソフトのアドレスバーに URL 情報を入力して当該児童ポルノを閲覧することが可能となり、そのために特段複雑困難な操作を経る必要がないといえるが、このことは、パソコンで立ち上げたブラウザソフトに雑誌等で示された URL 情報を入力して閲覧する場合においても同様であり、両者の間に特段の違いがあるものではない。

平成 13 年決定の判旨の後段部分は、当該事件の内容から明らかなように、被告人自身が開設・運営していたパソコンネット上において、そのホストコンピュータに記憶、蔵置させた画像データの閲覧について、再生閲覧のために通常必要とされる簡単な操作に関し述べるものであり、本件のように、被告人によって示された URL 情報を使って閲覧者が改めて画像データが掲載された第三者のウェブサイトにアクセスする作業を必要とす

る場合まで対象とするものではないと解される。

そうすると、本件について被告人の行為は児童ポルノ法7条4項の『公然と陳列した』には当たらず、公然陳列罪が成立するとした原判決には法令の違反があり、これが判決に影響を及ぼすことが明らかであり、原判決はこれを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるから、刑訴法411条1号により原判決を破棄し、本件については幫助罪が成立する余地もあることから、同法413条本文により、幫助罪の成否について更に審理を尽くさせるため、本件を原審である大阪高等裁判所に差し戻すべきものとする。」

【検討】

1. 問題の所在

本件で問題となったのは、児童ポルノ画像のURLを明らかにする情報の掲載行為が、児童ポルノを「公然と陳列した」と言えるかである。これまで、最決平成13年7月16日によって、わいせつ画像事案につきハードディスクを客体とする公然陳列罪の成立が認められ、児童ポルノ法7条についても同様である旨の判断が下級審には存在した³⁾。もっとも、本件は自らがわいせつ画像を蔵置したものではなく、あくまで第三者によってインターネット上の掲示板に記憶、蔵置された児童ポルノ画像のURLを一部改変したうえで明らかにしたものである。このようなわいせつ画像自体へのリンク設定の可罰性を直接に論じた裁判例はない⁴⁾。

2. 公然陳列罪の成否

さて、前提として、「公然陳列」が何を意味しているかを明らかにする必要がある。この点で、本件で第一審から引用されるように、平成13年決定は、「その物のわいせつな内容を不特定又は多数の者が認識できる状態に置くことをいい、その物のわいせつな内容を特段の行為を要すること

【判例研究】 わいせつ画像の URL を明らかにする行為と公然陳列

なく直ちに認識できる状態にするまでのことは必ずしも必要ない」とされている⁵⁾。もちろん、認識可能な状態を設定することと理解することには疑問が残る。認識可能な状態の設定だけでは、わいせつ物の所持も公然でないわいせつ行為も公然陳列になりかねないからである⁶⁾。そのため、本来的には、閲覧しようとするればその場で直接閲覧し得る状態まで必要であるように思われる。もっとも、この点は、平成 13 年決定からの問題であり、こと本件で問題となるのは、自己蔵置ではなく、リンクを張る（しかも改変 URL）という行為である。つまり、そもそも第三者が認識可能性を設定した画像について、重ねて認識可能性を設定することができるのが問題となる。

この点、従来から、わいせつ画像を閲覧できるサイトにリンクを張る行為が公然陳列に該当するかどうかに関して議論がなされてきた。肯定説は、自らわいせつ情報を蔵置せずとも、リンクを張ることによってわいせつ情報への認識可能性を設定した以上、公然陳列に該当するとしている⁷⁾。これに対して、否定説は、リンクを張る行為は、当該画像を不特定又は多数の者が認識可能な状態を設定したわけではなく、設定した場所があることを認識可能な状態を設定したにすぎず、わいせつ情報が認識される蓋然性を著しく高めたとは言えないとしている⁸⁾。もっとも、肯定説からも、リンクを張らずにわいせつ画像データを閲覧・入手できるウェブページの URL を掲載しているに過ぎない場合には否定する見解⁹⁾や、雑誌等に該当データの URL を記載したに過ぎない場合には、直接的なアクセス可能性を設定していないため公然陳列ではないとする見解¹⁰⁾もある。

否定説はもちろん、肯定説の中でも限定を図る見解からも、リンクの設定ではなく、本件のような URL 情報を一部改変の上記載したにとどまる行為は、公然陳列の成否に関して消極に解されよう。この点で、本決定における反対意見も、（直接リンクを張る行為については不明だが改変 URL については）同様の立場に立っているように思われる。

これに対して、第一審は、閲覧の容易性、自己蔵置と同様の直接性、密接性、自動性を要件とし、第三者によって当該画像が公開されていたとしても、「本件児童ポルノ画像を閲覧する道筋を増やすものであり、本件児童ポルノ画像の認識可能性を新たに設定したものと見える」としている。閲覧の容易性は、平成13年決定のいう、特段の行為なく直ちに認識可能な状態にすることまでは不要との要件から導かれているように思われる。そして、自己蔵置と同様の直接性、密接性、自動性という要件を挙げることで、つまり自己蔵置との同視可能性を求めることで、「閲覧する道筋を増やすもの」である改変URL掲載行為を「認識可能性を新たに設定した」と解しようとしている。

他方、原審は、新たな法益侵害の危険性および行為態様の類似性から見て、自己蔵置と同視可能であれば公然陳列といえるとしている。このうち、新たな法益侵害の危険性に関しては、公開済みの画像のURLの掲載であっても、当該児童ポルノが掲載されていることを知らなかった不特定多数の者に認識させる危険性において自己蔵置の場合と大差はなく類似性が認められるとしている。行為態様の類似性に関しては、第一審が提示した直接性、自動性の要件を不要とし、密接性も行為態様の類似性に還元できるとしている。そして、閲覧の容易性という現象面から類似性を認め、その情報を用いれば特段複雑困難な操作を経ることなく本件児童ポルノを閲覧することができることから、閲覧への積極的誘引性を認め、公然陳列の該当性を肯定しているのである。

第一審も原審も、陳列を「認識できる状態に置くこと」と解したうえで¹¹⁾、第三者がインターネット上に蔵置した児童ポルノ画像のURLを改変して掲載する行為は、認識可能性を新たに設定していることになり、自己蔵置と同視することができるものとしている¹²⁾。もっとも、第一審で求められた自己蔵置との同視可能性を求める要件は、原審においては、行為態様の類似性という形に広げられている。

【判例研究】 わいせつ画像の URL を明らかにする行為と公然陳列

この点で、上告審における反対意見は、陳列を「不特定又は多数の者が認識できるようにする行為」としながら、「児童ポルノの所在場所の情報を単に情報として示すだけでは不十分」としている点が注目に値する。自己蔵置ではなく、単にリンクを張る行為は、「閲覧することを誘引するもの」であり、「閲覧する道筋を増やすもの」（第一審の言葉）に過ぎないのである。

先の肯定説は、わいせつ情報にアクセス可能にする行為を「他人により街頭に埋められたわいせつな形態の物を掘り出して放置する行為」と同様に解する¹³⁾。しかし、リンクの設定はわいせつ物理蔵の事実を教える行為であり、掘り出し物は閲覧者が行わなければならない点で、同様に解することはできないであろう¹⁴⁾。否定説が述べるように、「わいせつ情報の情報の陳列とわいせつ情報自体のそれとは質的に異なる」のであり¹⁵⁾、行為態様の類似性が見られるにしても、それはあくまで類似性を有するに過ぎない。したがって、改変 URL を掲載する行為はもちろん、リンクを張る行為をも「公然と陳列した」と解することは、反対意見も指摘するように、罪刑法定主義に抵触しているであろう。

なお、本決定に関し、児童ポルノ公然陳列罪を肯定した立場が示されていると分析するものに対して¹⁶⁾、刑訴法 411 条が上告理由を認めたものではなく、職権判断が裁判所の裁量に委ねられていることから¹⁷⁾、法定意見は、職権判断をしなかったにすぎず、多数意見は原判決の法令適用の肯否については何も判断を示してはいないとの主張がなされている¹⁸⁾。

3. 幫助犯の成否

それでは、反対意見が指摘した幫助の成立はあり得るだろうか。この点で、児童ポルノ公然陳列を継続犯と解すれば¹⁹⁾、まだ犯罪が終了していない限りで成立の余地が残る²⁰⁾。もっとも、当該児童ポルノ画像が掲載され続けることは、陳列行為が継続しているというよりは、陳列結果が継続し

ているに過ぎないように思われる。陳列を認識可能性を設定したと解する立場からは、なおさら、認識可能性を設定し続けていると解することは難しいであろう。したがって、児童ポルノデータを掲載したBの行為はすでに終了している以上、Bの行為又は犯罪結果を強化ないし促進することもできないし、正犯を通じた間接的な犯罪結果の惹起も不可能である²¹⁾。そのため、児童ポルノ公然陳列罪の幫助の可能性も否定されよう。

4. 提供罪の成否

最後に、児童ポルノ法7条4項後段の提供罪の可能性はどうかを検討したい。これは、本件以前の平成16年(2004年)改正により創設されているため²²⁾、本件でも適用可能性を検討する必要がある²³⁾。ここで、「提供」は「当該電磁的記録を相手方において利用し得べき状態に置く法律上・事実上の一切の行為をいい、相手方の受領を要しない」とされている²⁴⁾。この点から、「提供する電磁的記録が提供行為を行う者の管理・支配する領域にあることを必須の要素とすることは、現在のインターネット等におけるデータの頒布形態の多様化からみて妥当ではない」として、法益侵害の実質においても、行為態様からも本件行為を「不特定又は多数の者に提供した」と解する見解がある²⁵⁾。

もっとも、仮に相手方の受領を要せず、占有の移転をとみなわない形態が「提供」行為であったとしても、当該画像を探してきてリンクを張る行為は、本来的に提供を受ける側の行動であるように思われる。例えば、被告人らがBの掲示板に蔵置された児童ポルノ画像をデータとしてコピーし、不特定又は多数の者に送信した場合は格別、本件では、あくまで、当該画像(電磁的記録)が置かれている場所への情報を示したにすぎない(看板を立てたようなもの)。このような場合にまで、当該電磁的記録自体を「提供した」と解することは疑問である。

さらに、本件改変URLの掲載行為は、Bの画像掲載行為に対して、勝

【判例研究】 わいせつ画像の URL を明らかにする行為と公然陳列

手に行っているものであり²⁶⁾、自らが積極的に働きかけて児童ポルノを提供するように B に仕向けたわけでもないし²⁷⁾、児童ポルノ流通の起点となる側の行為²⁸⁾ともいえないであろう。

以上の検討から、本決定では、上告趣意が適法な上告理由には当たらないことのみを示して、上告棄却をしたものであるので、法令適用等について原判決の判断を是認したといった、特段の判断を示したものではないように解される²⁹⁾。

註

- 1) 本件に対する評釈としては、永井善之「判批」法学セミナー増刊号（新判例解説 Watch）12号（2013年）151頁以下、渡邊卓也「判批」法学教室 389号（付録・判例セレクト 2012 II）39頁以下、石井徹哉「判批」平成 24 年度版重要判例解説（ジュリスト臨時増刊号 1453号）（2013年）165頁以下、園田寿「判批」甲南法務研究 9号 69頁以下、豊田兼彦「判批」法学セミナー 701号（2013年）119頁以下、匿名「判批」判例タイムズ 1383号（2013年）154頁以下がある。
- 2) 永井・前掲（注 1）151 頁による。
- 3) 大阪高判平成 15 年 9 月 18 日高刑集 56 卷 3 号 1 頁。
- 4) なお、大阪地判平成 12 年 3 月 30 日公刊物未登載は、自ら開発したデジタル画像の可逆的修正ソフトを自己のサイトで提供していた者が、本ソフトで修正された性的画像の公開サイトとの間にリンクを設定した行為につき、画像公開サイト運営者に係るわいせつ図画公然陳列罪に対する幫助になるとしている（公刊物未登載のため永井・前掲（注 1）154 頁注 3 から引用）。
- 5) 最決平成 13 年 7 月 16 日刑集 55 卷 5 号 317 頁。
- 6) 渡邊・前掲（注 1）39 頁は、「陳列」が認識可能性の設定一般を意味するとすれば、「提供」等のすべての行為態様を包摂する一般概念になりかねな

いと指摘する。

- 7) 肯定説としては、山口厚「コンピュータ・ネットワークと犯罪」ジュリスト 1117号（1997年）76頁、佐久間修「ネットワーク犯罪におけるわいせつ物の公然陳列」『西原春夫先生古稀祝賀論文集 第三巻』（成文堂、1998年）225頁、川崎友巳「サイバーポルノの刑事規制（2・完）」同志社法学 52巻1号（2000年）12頁以下、永井善之『サイバー・ポルノの刑事規制』（信山社、2003年）226頁、山中敬一「インターネットとわいせつ罪」高橋和之・松井茂記編『インターネットと法（第4版）』（有斐閣、2011年）105頁以下がある。
- 8) 否定説として、園田寿「わいせつの電子的存在について」関西大学法学論集 47巻4号（1997年）36頁以下、塩見淳「インターネットとわいせつ犯罪」現代刑事法 1巻8号（1999年）38頁、浅田和茂「判批」判例評論 508号（判例時報 1743号）（2001年）57頁（219頁）、渡邊卓也『電脳空間における刑事的規制』（成文堂、2006年）144頁以下。
- 9) 川崎・前掲（注7）15頁。
- 10) 山口・前掲（注7）75頁、同「情報ネットワーク社会と刑法」情報とネットワーク・ローレビュー 7巻（2008年）133頁、佐久間・前掲（注7）221頁。
- 11) もちろん、そもそもわいせつ画像等のデータが蔵置されたハードディスクそのものがわいせつ物であることには疑問が呈される。なお、わいせつ物を陳列したと言えるためには、たんにわいせつ情報をハードディスクに記憶・蔵置させただけでは足りず、アクセスしてきた者に再生・閲覧させることが必要であるとまで考えると（山本光英「判批」判例評論 487号（判例時報 1679号）（1999年）241頁）、画像が画面上に再生され閲覧に供された時点で陳列となるので（堀内捷三「インターネットとポルノグラフィ」研修 588号（1997年）6頁以下）、公然性の要件を充たさないのではないかという疑問は生じる（佐久間・前掲（注7）224頁）。
- 12) なお、第三者Bはそれ自体で独立の児童ポルノ公然陳列罪となろうが、本件被告人XとYがBと（片面的）共同正犯になり得るかは、第一審から上告審まで言及されていない。
- 13) 山口厚「情報通信ネットワークと刑法」『現代社会と刑事法 岩波講座現

【判例研究】 わいせつ画像の URL を明らかにする行為と公然陳列

- 代の法 6』(岩波書店、1998 年) 112 頁。なお、前田雅英「インターネットとわいせつ犯罪」ジュリスト 1112 号(1997 年) 84 頁、佐久間・前掲(注 7) 225 頁、山中・前掲(注 7) 81 頁等も参照。
- 14) 塩見・前掲(注 8) 38 頁。園田・前掲(注 8) 37 頁も。
- 15) 塩見・前掲(注 8) 38 頁。
- 16) 永井・前掲(注 1) 152 頁、豊田・前掲(注 1) 119 頁等。
- 17) 古江頼隆「刑事訴訟法における『上告理由』制度」東京大学法科大学院ローレビュー 2 巻(2007 年) 145 頁以下を参照。
- 18) 石井・前掲(注 1) 165 頁。
- 19) 前掲の大阪高判平成 15 年 9 月 18 日高刑集 56 巻 3 号 1 頁。また、園田・前掲(注 8) 41 頁。
- 20) 豊田・前掲(注 1) 119 頁は、幫助犯の成立可能性について、なお検討の余地があるとしている。この点で参考になるのが、名誉棄損罪における議論である。例えば、インターネットによる名誉棄損については、インターネット上の事実適示が削除されない限りは犯罪が終了していないとして、継続犯であると理解する見解がある(大阪高判平成 16 年 4 月 22 日判例タイムズ 1169 号(2005 年) 316 頁を参照)。情報の認知範囲が拡大すれば、当該情報への新たな接触者は増え、名誉が毀損される危険が増大することを根拠としている(斎藤あゆみ「ネットワーク利用犯罪におけるプロバイダの刑事責任」専修法研論集 37 号(2005 年) 145 頁以下。なお、鎮目征樹「プロバイダ等の刑事責任」現代刑事法 6 巻 1 号(2004 年) 19 頁、西田典之『刑法各論 第六版』(弘文堂、2012 年) 121 頁以下も参照)。もっとも、当該情報への新たな接触者が必ずしも増幅するとは言えないのであり(渡邊・前掲(注 8) 65 頁以下、同「犯罪の終了時期と公訴提起の時間的限界」姫路法学 49 号(2009 年) 267 頁)、「その後の記事の残存状態は、当初の危険と同様の危険を刻々と発生させるものではない」(林美月子「判批」平成 19 年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊号 1354 号)(2008 年) 166 頁)。この点は、豊田兼彦『共犯の処罰根拠と客観的帰属』(成文堂、2009 年) 104 頁以下も参照されたい。さらに、筑摩正泰「状態犯か継続犯か」広島法学 2 巻 1 号(1978 年) 36 頁以下、長岡範泰「名誉棄損の情報仲介した者の責任について」法学ジャーナル 73 号(2003 年) 179 頁以下、林幹人『判例刑法』(東京

大学出版会、2011年）11頁以下も参照。

- 21) 永井・前掲（注1）154頁、渡邊・前掲（注1）39頁、石井・前掲（注1）166頁。なお、山口・前掲（注13）112頁は、当該画像の公開者がすぐに行った画像データのサーバーへの記憶行為自体を容易にし促進するわけではないため、これを幫助とすることはできないとして、反対に正犯性を導こうとしている。
- 22) 適用条文が変わらないという点では、児童ポルノ法7条4項前段の「公然陳列」ではなく、後段の「提供」が成立する可能性が残されているであろう。なお、サイバー犯罪条約は、児童ポルノに係る電磁的記録をコンピュータシステムを通じて提供する行為一般について処罰することを要請し、これに対応するために改正が行われている。
- 23) なお、児童ポルノ提供罪の保護法益に関しては、大別して、①個人的法益説：被写体となった児童の個別具体的な利益と解する、②社会的法益説：児童一般の健全育成等の利益や健全育成のための良好な社会環境といった社会的利益、③混合説：両者ともに保護法益、がある。①個人的法益説としては、永井善之「サイバー・ポルノ規制と刑事法改正」刑法雑誌45巻3号（2006年）34頁、渡邊・前掲（注8）213頁などが、②社会的法益説としては、上野芳久「児童買春と児童ポルノの刑事規制」西原春夫ほか編『刑事法の理論と実践 佐々木史朗先生喜寿祝賀』（第一法規出版、2003年）527頁以下が、③混合説としては、森山眞弓・野田聖子編著『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法』（ぎょうせい、2005年）93頁、佐久間修「国民の生活環境に対する罪—わいせつ犯罪を中心として（1）」警察学論集58巻9号（2005年）206、208頁以下など。
- 24) 島戸純「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」ジュリスト1274号（2004年）61頁、森山・野田・前掲（注23）97頁。
- 25) 石井・前掲（注1）166頁。
- 26) 第一審で認定された「被告人らは、いずれも、Bとは全く面識がなく、連絡を取り合ったこともなかった」という事実は、控訴審では争われていないため、これを前提とする。
- 27) 団藤重光『刑法綱要総論（第3版）』（創文社、1990年）432頁以下を参

【判例研究】 わいせつ画像の URL を明らかにする行為と公然陳列

照。なお、佐伯千仞『共犯理論の源流』（成文堂、1987年）12頁以下、平野龍一『刑法総論Ⅱ』（有斐閣、1975年）379頁、大越義久『共犯の処罰根拠』（青林書院、1981年）237、260頁以下も参照。

28) 豊田・前掲（注20）184頁以下も参照。

29) 同様なのは、石井・前掲（注1）165頁、匿名・前掲（注1）155頁。